

反社会的勢力の排除に係る規定

当行が指定する預金等の取引は、次の から までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の から までの一つにでも該当する場合には、当行は当該取引の開始をお断りするものとします。

また、次の から までの一つにでも該当した場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当該取引を解約することができるものとします。当該取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

お客さまが、次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他、前記 A から E に準ずる者

お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次の A から E までのいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記 A から D に準ずる行為

この「反社会的勢力の排除に係る規定」は以下規定の対象取引に適用されます。

「公共債保護預り兼振替決済口座管理規定」(本「反社会的勢力の排除に係る規定」に記載の解約事由は公共債保護預り兼振替決済口座管理規定第 20 条第 4 項第 5 号に定める「やむを得ない事由」に該当いたします)